

公 告

公 告 第 83 号
平成 27 年 7 月 16 日

契約担当官
航空自衛隊第 8 3 航空隊
会計隊長 東田 和雄



下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 件 名 (27)電気設備保安点検1式
 - (2) 履行期間 平成27年7月31日 ～ 平成28年3月31日
 - (3) 履行場所 航空自衛隊那覇基地
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 平成27年7月31日 11時00分
5. 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
 - (2) 経理装備局長又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を経理装備局長が認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」のA、B、C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は入札日前日までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書等の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 確定契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
 - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
 - (4) 入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 小川まで。

電話番号 098-857-1228・1229(会計隊直通)




仕様書記載事項の問い合わせについては航空自衛隊那覇基地施設隊電気班 永下まで。

電話番号 098-857-1191 内線3476

役 務 仕 様 書

- 1 件 名 (27)電気設備保安点検
- 2 履行場所 航空自衛隊 那覇基地
- 3 概 要 那覇基地における受変電設備の点検及び清掃
- 4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書によるほか、次の関連規定により実施するものとする。
 - ア 建築保全業務共通仕様書（平成25年版）
 - イ 高圧受電設備規定（J E A C 8 0 1 1 - 2 0 0 8）
 - ウ 労働安全衛生法
- (2) 本仕様書に明記されていない事項若しくは、疑義を生じた場合は監督官と協議し、その指示に従うものとする。
- (3) 入出門及び基地内における車両運行は、基地諸規則及び監督官の指示に従うものとする。
- (4) 契約相手方は現場責任者を定め、これを通知する。現場責任者は、作業の安全に留意し災害、火災及び盗難等の事故防止に万全を期するものとする。
- (5) 現場責任者は、第3種電気主任技術者以上の資格を有し、受変電設備の点検整備業務について、必要な知識及び技能を有するものとし、実務経験15年以上の者とする。
- (6) 本役務に従事する者の資格等。
 - ア 電気設備の操作、点検及び測定する者は第3種電気主任技術者以上の資格を有する者または、第一種電気工事士の免状を保有し、かつ、高圧・特別高圧電気取扱業務に係る特別教育講習を受講した者とする。
 - イ 継電器試験を行う者は、第3種電気主任技術者以上の資格を有する者とする。
- (7) 契約相手方は、着手前に業務計画書及び作業計画書を作成し、監督官の承諾を受けるものとする。
- (8) 本役務で使用する電源、工具及び計測機器等の資機材は、契約相手方の負担とする。
- (9) 基地内の在来施設の保護には十分注意を払うものとし、万一不注意により破損した場合は契約相手方の負担において、原形に復旧するものとする。
- (10) 本役務に必要な書類は、監督官の指示する様式で期日までに提出するものとする。

件 名	(27)電気設備保安点検		
図面名称	役務仕様書①	番 号	1/8
縮 尺	年 月 日		27.7.6
	施設隊長	総括班長	担 当
			
航空自衛隊 那覇基地 施設隊			

5 特記事項
(1) 継電器試験

項目	内容															
全般	<p>1 継電器試験は、原則として単体試験とする。</p> <p>2 遮断器の動作試験は、原則として、継電器側トリップコイル端子を短絡して行うものとする。</p>															
過電流 (OCR)	<p>1 試験は、動作電流特性試験及び動作時間特性試験とする。</p> <p>(1) 動作電流特性試験は、限時要素及び瞬時要素について実施する。</p> <p>ア 限時要素の整定は、電流設定値及び時間目盛を1とする。</p> <p>イ 瞬時要素の整定は、原則として設定値とする。</p> <p>(2) 動作時間特性試験は、限時要素及び瞬時要素について実施する。</p> <p>ア 限時要素</p> <p>(ア) 測定は、2回行うものとし、電流タップ値は最小値とする。</p> <p>(イ) 測定は、時間目盛の設定は、1回目は設定値、2回目は1.0とする。</p> <p>(ウ) 測定は、最小電流タップ値の300%及び700%とする。</p> <p>イ 瞬時要素</p> <p>(ア) 整定は、設定値とする。</p> <p>(イ) 測定は、整定電流を急激に加えるものとする。</p> <p>測定対象機器の仕様は次のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>製造会社</th> <th>型</th> <th>式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士電機</td> <td>QH-0C1, QH-0C2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オムロン</td> <td>K2CA-DO-R2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日立製作所</td> <td>IO-CI-3R, 10式CI-3R</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三菱電機</td> <td>MOC-E1V-R, MOC-A1V-R, MOC-E1T-R, MOC-2TI-R, MOC-2I-R, MOC-2-R</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	製造会社	型	式	富士電機	QH-0C1, QH-0C2		オムロン	K2CA-DO-R2		日立製作所	IO-CI-3R, 10式CI-3R		三菱電機	MOC-E1V-R, MOC-A1V-R, MOC-E1T-R, MOC-2TI-R, MOC-2I-R, MOC-2-R	
製造会社	型	式														
富士電機	QH-0C1, QH-0C2															
オムロン	K2CA-DO-R2															
日立製作所	IO-CI-3R, 10式CI-3R															
三菱電機	MOC-E1V-R, MOC-A1V-R, MOC-E1T-R, MOC-2TI-R, MOC-2I-R, MOC-2-R															
地絡方向 (DGR)	<p>1 試験は、動作電流特性試験、動作電圧特性試験、動作時間特性試験、位相特性試験及び逆方向特性試験とし、試験値等については各メーカー取扱い説明書による。</p> <p>2 測定対象機器の仕様は次のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>製造会社</th> <th>型</th> <th>式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光商工</td> <td>LDG-13D, LDG-23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三菱電機</td> <td>MDG-A1V-R</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	製造会社	型	式	光商工	LDG-13D, LDG-23		三菱電機	MDG-A1V-R							
製造会社	型	式														
光商工	LDG-13D, LDG-23															
三菱電機	MDG-A1V-R															
地絡 (GR)	<p>1 試験は、動作電流特性試験及び動作時間特性試験とし、試験値等については各メーカー取扱い説明書による。</p> <p>2 測定対象機器の仕様は次のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>製造会社</th> <th>型</th> <th>式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士電機</td> <td>QH-GR3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光商工</td> <td>LEG-172</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三菱電機</td> <td>MGR-A1V-R</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	製造会社	型	式	富士電機	QH-GR3		光商工	LEG-172		三菱電機	MGR-A1V-R				
製造会社	型	式														
富士電機	QH-GR3															
光商工	LEG-172															
三菱電機	MGR-A1V-R															

項目	内容						
不足電圧 (UVR)	<p>1 試験は、最小動作電圧特性試験、最小復帰電圧特性試験及び動作時間特性試験とする。</p> <p>(1) 最小動作電圧特性試験及び最小復帰電圧特性試験は、整定電圧値にて実施する。</p> <p>(2) 動作時間特性試験は動作時間整定目盛について実施するものとし、試験電圧値は、整定電圧値の70%及びび0%とする。</p> <p>測定対象機器の仕様は次のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>製造会社</th> <th>型</th> <th>式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三菱電機</td> <td>MUV-A1V-R</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	製造会社	型	式	三菱電機	MUV-A1V-R	
製造会社	型	式					
三菱電機	MUV-A1V-R						
(2) 絶縁油採取及びフルラール簡易測定	<p>項目</p> <p>内容</p> <p>1 絶縁油は変圧器のハンドホール等から採取し、変圧器の油量を確認するものとし、油量が十分ではない場合、監督官に知らせるものとする。</p> <p>2 採取の際、ハンドホールのナット、工具、水分及び塵等入らないように必要な処置を施すものとする。</p> <p>3 雨天時における屋外においての採取は原則として認めない。ただし、採取対象変圧器をシート等により養生し、水分の浸入が認められない事が確認できた場合についてはこの限りでない。</p> <p>4 絶縁油は、監督官が指定する容器に採取するものとし、採取した日に引渡書を添付し、監督官に引き渡すものとする。</p> <p>フルラール</p> <p>1 フルラールチェック・ユニオを使用し、フルラール量を測定するものとし、使用する試薬類は品質保証期限内のものとする。</p> <p>2 変圧器から採取する絶縁油の容器は、契約手方が準備するものとする。</p>						

件名	(27) 電気設備保安点検		
図面名称	役務仕様書②	番号	2/8
縮尺		年月日	27.7.6
航空自衛隊 那覇基地 施設隊			

関係者以外不許複製

(3) 測定

項目	内容						
絶縁抵抗	測定は、原則として、清掃後、乾燥した状態を維持させて行うものとする。						
1 共通事項	天候の変化により、前項によりがたい場合は、暗流及び雨による影響を受けまいよう対策を施すものとする。						
2 特別高圧ケーブル及び高圧ケーブル	測定は、原則として、ケーブルを取外して行うものとする。 測定箇所は、各線毎行い対地間及び線間とし、試験電圧は次による。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>特別高圧ケーブル</td> <td>高圧ケーブル</td> </tr> <tr> <td>試験電圧</td> <td>10000V 6000V</td> </tr> </table>	特別高圧ケーブル	高圧ケーブル	試験電圧	10000V 6000V		
特別高圧ケーブル	高圧ケーブル						
試験電圧	10000V 6000V						
3 変圧器	測定は、原則として、ケーブルを取り外して行い、試験電圧は次による。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1次～対地</td> <td>2次～対地</td> <td>1次～2次</td> </tr> <tr> <td>試験電圧</td> <td>6000V 500V</td> <td>500V</td> </tr> </table>	1次～対地	2次～対地	1次～2次	試験電圧	6000V 500V	500V
1次～対地	2次～対地	1次～2次					
試験電圧	6000V 500V	500V					
4 所内設備	スコット変圧器の測定電圧は、使用電圧の直近上位の値とする。 測定範囲は、高圧機器回路及び低圧負荷回路とする。						
接地抵抗	測定は、電圧6000V、三相一括とし、入出力回路の開閉器は全て開放するものとする。						
蓄電池	低圧機器回路 測定は、電圧12.5V、変圧器二次側配線から各相対地間とし、負荷側開閉器は開放状態とする。						
(4) 清掃、外観点検等	負荷設備回路 測定は、電圧12.5V、低圧開閉器2次側から各相対地間とする。 測定は、各種接地抵抗測定とし、直読式接地抵抗計及びクランプ式接地抵抗計によるものとする。						

項目	内容
範囲	ケーブル、端子、開閉器等、変圧器、蓄電池、VT、CT等の各機器、配電盤、分電盤、キュービクル、受電室等とする。
清掃	掃除機、ブロワー、刷毛等を使用し、塵埃を除去するものとする。また、付着した汚れは、乾燥ウエス、アルコールウエス又は氷に濡らし堅く絞った清潔なウエス等で除去するものとする。
外観点検	リーク痕、亀裂、損傷、発錆、腐食、汚損、異物付着、変色、変形、油漏れ、油の汚れ、操作具合、ゆるみ等の有無を確認するものとする。
遮断機	原則として、引き出し又は取り外して清掃するものとし、可動部分の既存油及び埃等を拭取り、エアブロー後、注油するものとする。
キュービクル	盤の内部、盤扉のフィルター及び給排気口の清掃を行うものとする。
蓄電池	各セル毎に行い、蒸留水を規定の上限レベルまで補充するものとする。
増し締め	ボルト、ネジ及び接点のゆるみ部分を行うものとする。

(5) 精密点検

項目	内容	容
ケーブル劣化診断	1 診断箇所は、特別高圧ケーブルとする。 2 診断方法は、直流漏れ電流測定法とする。 3 測定は、原則として、ケーブルを取外して行うものとする。 4 結果報告書を、書面にて提出するものとする。	
変圧器劣化診断	1 診断対象は、特別高圧モールド変圧器とする。 2 診断は、製造業者(富士電機)によるものとする。 3 診断方法は、光学式エボキシ樹脂劣化診断及び目視点検とする。 4 結果報告書を、書面にて提出するものとする。	

(6) 作業日等

- ア 停電日は、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日とする。
- イ 停電作業は、原則として各系統毎に実施するものとし、作業日は監督官と協議のうえ決定するものとする。

(7) 安全

- ア 本作業は組作業を原則とし、事前に作業責任者を指名しておくものとする。
- イ 作業時は停電状態であることを確実に確認するものとする。
- ウ 絶縁抵抗測定をする場合、使用電圧に適した絶縁手袋を着用するものとする。
- エ 使用する絶縁用保護具等は、労働安全衛生規則を遵守した必要な措置を講じたものとする。
- オ 作業前に監督官が指定する電路に、短絡接地器具を取付けるものとする。
- (8) 使用する計測器等は、校正試験に合格したものとし、検定期間3年以内とする。
- (9) 試験及び測定記録
監督官が準備する用紙に記入後提出するものとする。
- (10) 報告
全作業終了後、速やかに点検結果を、書面にて提出するものとする。

関係者以外不許観望	
件名	(27) 電気設備保安点検
図面名称	役務仕様書③ 番 号 3/8
縮尺	年月日 27.7.6
航空自衛隊 那覇基地 施設隊	